

## 第129号

# 瓦版 えくれしあ

## ～集いの場～

∞ ∞



### 目次

1. ブラック企業対策電話相談など
2. リストラ出向は無効 読売新聞から
3. 紅葉、木枯らし、春一番 高橋清和@広島市
4. フィリピンのクリスマス 社会理論・動態研究所 吉田 舞
5. ある日系フィリピン人の死亡から
6. 講演会・無料法律相談会・アップダウンテニス大会のお知らせ
7. 本の紹介 シナ海域 蜃気楼王国の興亡 講談社 上田 信 著
8. 今月の言葉

### ブラック企業対策電話相談など

「ダンダリン労働基準監督官」というドラマが労働基準法違反の問題を取り上げています。外国人技能実習生の問題も取り上げられていましたが、労働基準法違反の面しか取り上げられていなかったのは労働基準監督官が主人公であるためやむを得ないことかもしれません。労働問題をドラマにすると深刻な問題にしかありませんが、ドラマとしては面白おかしく構成されていますが、外国人技能実習生を主人公にした方がより面白いものができるのではないかと考えてしまいます。しかしこのドラマを通じて労働基準法がお茶の間に入ってきて、問題意識を持ち、問題解決に向けて頑張ろうと思う人が出てくるのを期待したいと思います。

昨日は、「研修は自由参加であるため、賃金の支払いが必要ない。」といった問題が取り上げられていました。法律は細かなことが決められているようですが、実際それを運用するとなると外枠しか書かれていないのが現実です。そのための通達や指針や基準などと呼ばれるものが厚労省から出されています。またそれら以外の判例などを参考にしながらケースバイケースでどう解釈するか模索していくこととなります。当然、限りなく白に近い解釈から、限りなくクロに近い解釈まで可能なグレイゾーンとすることができます。困った点の一つに、問題点を指摘すると「労働基準監督署に確認したら問題はないと言われた。」と回答する会社が少なくないことです。質問の持って行き方によっては自分の思う回答を引き出すことも可能です。形としては問題がないとしても、実態からみると問題があるといえるケースにもよく出会います。私たちの立場からすれば実態を調べ通達や判例等によって否定して正しい形に戻させることとなります。しかし経営者に有利な形＝合法的な形で理論構成することも実際に可能なのでボランティアとして労働者サイドから制度と実態の矛盾に出会うと心の中で「上手にやれ。」と思うことも少なくありません。

一方顧問先との関係では合法的な形で制度や賃金の問題をどうするか無い知恵を捻りだしているのが現実です。昨日のドラマの「研修は自由参加であるため、賃金の支払いは必要ない。」は、文書では自由参加と記載しながらも、口頭で制裁等をチラつかせて強制参加させるものでした。労働基準監督署としては証拠がなければ指導もできないためこうした方法は広く行われています。パワハラとの関係も問題となるかもしれません。ブラック企業の実態はこうした法律の裏を泳ぎまわって問題としにくい形を取っているのが現実です。名ばかり管理職の例が分かりやすいものかもしれません。手の込んだ仕組みを考えているブラック企業もあれば単純に使い捨て労働者として残業代を支払わず、休日も与えず長時間働かせているブラック企業もあります。サラリーマン生活の経験から上司が帰らなければ帰ることが出来ず雑談している例は少なくないでしょうし、また中には残業代稼ぎとしか思えない行動をとっている人もいます。実際私自身、安全衛生の部署にいた時には、事故報告が入ってくる可能性があるため、1時間程度早く出社し、帰社時間もずらしていました。その間は仕事をするのではなくて好きな本を読んでいるだけです。これを時間外労働として1年分記録して労働基準監督署に申告すれば認められるといえます。しかし日本人のメンタリティーとしてはその様に考えないのが普通ではないでしょうか。契約観念がないと言えばそれまでですが・・・会社としてはこれを暗黙の裡に了解しているはずですが。ただ会社に強い不満を持っている人がいたり、残業の度が過ぎると夫や子供の身体を心配して労働基準監督署に申告する例もあります。そうすると会社は問題を回避するための何らかの処置を講じておく必要があると言わざるを得ません。ドラマでもこのような申告また臨検で労働基準法違反が指摘されています。こうした例以外に、ユニオンなどに駆け込んで解決に至るケースも少なくはありません。厚生労働省がブラック企業対策に乗り出し、この9月1日から電話相談を始めたのはこうしたユニオン等の支援団体の活動が大きく寄与しているといえます。

厚生労働省のHPに電話相談初日の相談件数・内容等が「若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する無料電話相談について」として掲載されています。その内容は下記の通りです。

**【相談件数】**

**1,042 件**

**相談者**

1 労働者本人	716 件 (68.7%)
2 労働者の家族	223 件 (21.4%)
3 その他	103 件 (9.9%)

**相談が多かった業種 (件数上位3項目)**

1 製造業	213 件 (20.4%)
2 商業	207 件 (19.9%)
3 その他の事業	108 件 (10.4%)

**相談の対象となった労働者の年齢**

1 30～39 才	253 件 (24.3%)
2 20～29 才	252 件 (24.2%)
3 40～49 才	182 件 (17.5%)

**主な相談内容**

1 賃金不払残業	556 件 (53.4%)
2 長時間労働・過重労働	414 件 (39.7%)
3 パワーハラスメント	163 件 (15.6%)

※件数上位3項目で、「主な相談内容」は複数回答する。

※速報値であるため、変更の可能性がある。

相談件数の1,042件は1県当たり22件で多いのか少ないのかは分かりませんが、「なぜ身近な相談できる所に行かないのか。」と考えてしまいます。しかし問題提起して改善されたとしても、その後誰も守ってはくれない現実があるため、「問題解決には動きたくないが、会社の不当な行為に対して誰かに話したい。」というのが大半の人の気持ちだろうと思います。

相談の内容を見ると、電話をかけてきたのは若者だけではありませんし、本人以外からの相談が30%強あります。本人以外からの相談は見るに見かねてと言うことでしょうからかなり大きな問題が潜んでいるのではないかと考えられます。また相談は、「賃金不払残業」と「長時間労働・過重労働」が中心といえます。「長時間労働・過重労働」についてはうつ病や脳・心臓疾患の発症又過労死の問題との関係が深いものといえます。電話相談の成果は件数ではなく、どれだけ次のステップに進む力を与えることが出来るかどうかにかかっているといえます。

## リストラ出向は無効、リコー社員勝訴…東京地裁

YOMIURIONLINE (2013年11月13日09時02分 読売新聞)

業績悪化による人員整理を理由に子会社への出向を命じられた「リコー」(東京)の男性社員2人が、出向命令の無効確認などを同社に求めた訴訟で、東京地裁は12日、命令を無効とする判決を言い渡した。/篠原絵理裁判官は「命令は原告の自主退職を期待したもので人事権の乱用だ」と指摘した。同社は即日控訴した。/技術者として入社した2人は、2011年の同社の大規模リストラ策の発表後、上司から退職を勧められ、拒否すると子会社の物流会社への出向を命じられた。/判決はまず、出向命令が人事権の乱用に当たるかどうかは「業務上の必要性や人選の合理性、出向者に与える不利益などを考え合わせて判断すべきだ」との考えを示した。

その上で、同社が人件費抑制のため出向を命じたのは業務上必要だったとしたが、整理対象の人選を約1か月で終えたことなどから、「人選作業の慎重さや緻密さに欠けていた」と指摘。「子会社での立ち仕事は、デスクワークだった原告らのキャリアに配慮した異動とは言い難い」と認定した。/判決後、東京・霞が関で記者会見した原告の一人は、「一日も早く自分の技術を生かせる職場に戻りたい」と語った。/リコー広報室の話「当社の主張が十分に理解されなかったのは残念。上級審の判断を仰ぎたい」

【朝日新聞デジタル 2013年11月13日02時26分】

判決によると、2人(40代と50代)はともに男性で技術系社員として採用され、研究開発などに携わってきた。リコーが2011年7月、リストラ策で希望退職を募った際、2人は上司から応募を求められ、拒むと、同年9月に出向を命じられた。2人とも子会社で、製品のラベル貼りや箱詰めなどを行っている。

サラリーマンにとってどのような形ではあっても退職することはその人の人生にとって大きな問題を引き起こします。ましてや自分に非のない業績不振による解雇や出向となれば「なぜ自分が」との思いを抱くはずです。労働基準法は、30日前に申し出るか、解雇予告手当を支払えば即座に解雇できる権利を使用者に認めています。しかし自由に解雇できるわけではなく、それなりの理由が必要になります。解雇を巡る判例が積み重ねられて労働契約法第16条に「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」という形で条文化されました。「合理的な理由」はケースバイケースで考えなければいけません。整理解雇については条文化されていませんが基本的に4つの要件を満たさなければならないという判例にもとづいたルールがあります。(1)人員整理するだけの必要性があるのか、(2)整理解雇を回避する努力をしっかりと果たしてきたのか、(3)整理解雇対象者を合理的な基準に基づいて選定しているのか、(4)整理解雇が必要である旨を十分に説明して来たのか、といったものでこの手続きを踏んでいなければ整理解雇は原則認められないこととなります。

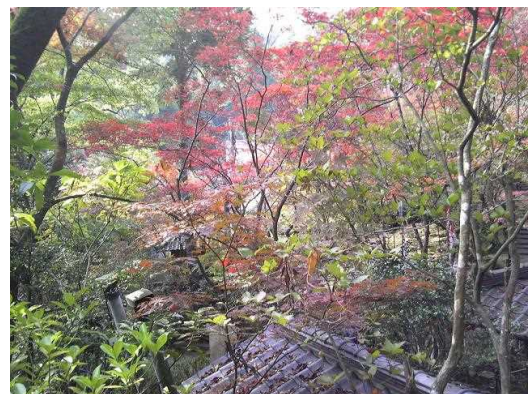
この裁判で問題となっているのは整理解雇を拒否したため出向させられたことに関する問題であり、裁判官は、整理解雇・出向は必要な状態であったと認めながらも、「整理対象の人選を約1か月で終えたことなどから、「人選作業の慎重さや緻密さに欠けていた」と指摘。「子会社での立ち仕事は、デスクワークだった原告らのキャリアに配慮した異動とは言い難い」として出向は無効との判決がなされています。手続き上の不備があったということになります。勧奨退職に応じなかったため、報復的に、技術系の研究開発要員から製品のラベル貼りや箱詰め作業職に出向させるのは人事権の乱用と言わざるを得ないでしょう。労働契約法第14条の「使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。」に即した判決であったといえます。

## 紅葉、木枯らし、春一番

高橋清和@広島市

太陽暦では11月はまだまだ晩秋ですが、立冬（今年は11月7日）を過ぎて、急に寒くなったため冬がやってきたかと思えるこの頃です。急に寒くなったため、街路樹の紅葉もかなり進んでいるようです。季節もの三発、紅葉と木枯らし一号と春一番について解説します。

はじめに、紅葉。紅葉でも種類はいろいろあります。その中でも気象台の生物季節観測では、広島ではイチヨウ黄葉の平年は11月17日、カエデ紅葉の平年は11月28日です。生物季節の植物観測はイチヨウとカエデについては、標本木と呼ばれる特定の個体を代表として観察されます。広島ではイチヨウもカエデも縮景園内にあります。定義として、イチヨウの黄葉は標本木全体を眺めた時に大部分の葉が黄色になった状態の最初の日、カエデの紅葉は大部分の葉の色が紅色に変わった状態になった最初の日とされます。大雑把な定義でして、そこは植物間個体差や観測者主観を含んだ形でのおおらかな観測となっています。今年の広島は、イチヨウ黄葉が11月13日、カエデ紅葉が14日現在まだです。生物季節はかつて業務として積極的に行っていましたが、最近では防災へのパワーシフトや諸事情により、桜などその他の生物季節観測種目と同様に、最小限の業務となってきています。個人的には、気候変動の記録として重要なデータであって、もっと注目していいと思います。



2013/11/16 西区三瀧寺にて

木枯らしは、木枯らし一号について記述します。首都圏や近畿圏で冬型の気圧配置になって最初の冷たい風を木枯らし一号として発表されます。中国地方は発表しません。関東や近畿のマスコミの強い要望に応じて始まった「お知らせ」の情報であって、他地方への拡大は計画されていません。春一番のように1番にせず1号にしたのは、「特に意味を持たない、台風が「号」だから、それに習ったのではないか」らしいです。朝日新聞で検索したところ、1973（昭和48）年11月2日夕刊「お天気衛星」の欄に“木枯らし1号”の説明が載っておりまして、これが新聞初登場のようです。

最後は、春一番。これは中国地方として広島で発表されます。沖縄を除いた関東・北陸から西の地方で、期間は立春から春分間に、日本海に低気圧がある状態で中国地方に強い南よりの風が吹いて気温が上昇した場合に発表されます。目安はあるようですが、厳密ではないようです。平年値はありません。期間が限定されており、また、発生しない年もあるため、仮に平年値を求めたとしてもその値は根拠が不十分で意味するところも不明確なものとなるからです。なぜ春一号でなくて春一番なのかという点については、『長崎県五島沖に出漁した同県壱岐群郷ノ浦の漁師53名が強い突風に遭い、遭難。郷ノ浦の漁師の方々の間では、春の初めての強い南風を「春一（ハルイチ）」または「春一番」と呼ぶようになった。この言葉が広く一般に広まった。民俗学者等の調査によると、「かなり古くから使われていた言葉で、瀬戸内海を中心とした西日本から広く伝わっていた模様。』という記述がありました。名称が瀬戸内海起源かもしれないというのが、ちょっとしたトリビアです。春一番が発表された時点でそれは過去の観測値であり、防災面では直結していませんが、過去からの経緯や春を待ち遠しい期待感からマスコミなどに重宝されるため、春一番の発表が継続されています。ある面では、春一番が吹いて災害に結び付くかもしれないという報道面からの広報が、防災面で役に立っているのかもしれないという報道面からの広報が、防災面で役に立っているのかもしれない。また、名称としてはありませんが、2番目、3番目の風が強い場合もあります。

## フィリピンのクリスマス

社会理論・動態研究所 吉田 舞

カトリック教徒が国民の8割を占めると言われているフィリピンは、日本でも「世界で一番長い期間クリスマスをお祝いする国」としても知られています。実際に、9月に入ると、berの季節(September, October, November, December)がはじまると、12月に向けて、クリスマス・



ムードに包まれます。ショッピングモールでは、9月からクリスマス・デコレーションの準備がはじまり、10月には、テレビや街頭でクリスマス・ソングが流れ、11月に入ると、クリスマス商戦が始まります。毎回、日本のお正月と似ているなぁと思うのですが、日本では、師走になると「良いお年を」という言葉をよく聞きますが、フィリピンでは早ければ9月から「メリークリスマス」と、挨拶が交わされます。11月末から12月にかけて、学校や職場、友人同士のクリスマスパーティが毎週のように開かれますが、12月に入ると、Facebook上でも、友人たちのクリスマス・パーティやプレゼントのネタが、毎日のようにアップロードされるようになってきました。

フィリピンの家庭では、日本のようにサンタクロースが子ども達にプレゼントを届けてくれることはありません。しかし、クリスマスには、パマスコ (Pamasko) と呼ばれるお年玉のようなもの (プレゼントや現金) を、ゴッド・ペアレンツ God Parents (生後1カ月で行われる洗礼式に立ち会った証人者) から貰えます。また、家庭では、パマスコとは別に、家族のメンバーに、お互いプレゼントを贈り合います。11月くらいから、リビングにクリスマスツリーを飾り、そのツリーの下に、家族あてのプレゼントを、置いていきます。クリスマスに向けて徐々にプレゼントの数が増えてゆくのは、子どもだけでなく、大人もわくわくするものです。そして、25日の直前になると、カウントダウンが始まり、午前12時と同時に、いよいよ、プレゼント交換と、ノチェ・ブエナ Noche Buena (クリスマス・ディナー) が始まります。そして、翌朝は家族でクリスマス・ミサに参列し、キリストの誕生を祝います。

このように、クリスマス・イブとクリスマスの当日は、イブとクリスマス当日は、家族と過ごします。国内の企業や店舗も、この2日間は休業になるところが多く、国内外の出稼ぎ者も、この時期には実家に帰省して、クリスマスを親戚・家族と一緒に過ごすことが多いようです。ただし、近年は、24時間体制のコンビニやスーパー、多国籍企業によるコールセンターやサポートセンターが増加しているため、以前に比べてクリスマスでも休みが取れない (取らない) 職務が増えています。また、最近では、海外出稼ぎ労働者も、研修生などをはじめ、雇用形態や条件が厳しく規制されているケースも多く、契約期間内の帰国が許可されないことや、低賃金のもと、帰国費用が準備できないケースも多々あります。元海外出稼ぎ者が「出稼ぎ中は〇年もクリスマスに帰国できなかった」と話したり、日本に来ているフィリピン人に「もう〇年もフィリピンでクリスマスを過ごしていない」と聞かされた時に、彼・彼女たちにとって、クリスマスを家族と過ごすことが、特別な意味を持っているということを感じます。

## ある日系フィリピン人の死亡から

日曜日の午後2時半から広島市鞆町にあるカトリック教会で英語ミサが毎週行われています。フィリピン人を中心とした外国人が沢山集まってきてミサ前後は楽しい時間を過ごすことが出来ます。80数%がカトリックというお国柄であっても教会に来る人はごく少数です。それも生活基盤が出来た人たちが中心といえます。教会からほど近いところに流川や薬研堀といった歓楽街があり、そこには30軒程度フィリピン人の経営する店があるらしいと聞きますし、この界隈で働いている人たちは100名は下らないと考えられますが、教会で顔を見るのは極少数の人達だけです。こうした人たちとは別に、広島市周辺、江田島市や呉市の音戸町や倉橋町あたりのカキ養殖業で働く日系フィリピン人が多数います。ただ教会には来ることが出来ない地域に住んでいるため教会との関係はほとんどないのが現状です。当然、生活上の問題が発生しても泣き寝入りしているというのが現状です。彼らの動きを見ていると、派遣会社や親せき・友人等の繋がりから職場や住居の移動をしています。

10月下旬に、こうした人の一人が亡くなったと夜遅く電話がかかってきました。会社で気分が悪くなり、帰宅し、そのまま亡くなったということでした。心筋梗塞のようでした。お葬式で会社の人と会ったので健康診断について聞いたところ、年に1回の健康診断をしているが、検診結果表は本人に渡すだけで会社は貰っていないとのことでした。この人の場合、検診内容ではいろいろ異常があったかもしれませんが、しかし日本語が読めない人が検診結果表を貰っても内容が分からないまま放置されてしまいます。会社もチェックしていないのであれば当然会社に健康管理義務違反の問題が発生します。この問題に限らず、日本語が読めないため行政からの書類も放置されているのが現状です。現実には、この会社では、以前、雇用保険はもとより、社会保険も無視され、通勤災害も放置されたままでした。団体交渉の結果、ユニオンの組合員については、改善されましたが、今も、アルバイトやパートとして時間単価の高い人たちがおり、社会保険に加入させた人達には残業をさせないなどの差別的扱いがおこなわれています。こうした状況の中で、組合員ではない人が亡くなられたのですが、会社もフィリピン人の通訳も教会には連絡してきませんでした。この会社を退職して近くの会社で働いているフィリピン人から電話がかかってきたものでした。亡くなられた方の奥様とは連絡が取れないまま、明日、お別れ会的な物があって、すぐ火葬されるらしいとの情報だけでした。なにも分からないまま、明日、神父様とそちらに行くということになりました。翌朝、奥様から電話があり、ミサをしてもらいたいこと、見送り会的なものの予定時間が分かりました。出向いて、ミサを挙げ、翌日、お葬式をすることになりました。本来はこの日に火葬する予定だったためか、社長夫婦と連絡をくれた家族と数名の友人がいました。翌日の、お葬式には、会社から2名と通訳、そして亡くなった人の家族と、兄弟夫婦が二組と言う寂しいものでした。会社から数分程度の距離で、11時からの葬儀でしたが、誰も参列していませんでした。11時からの葬儀ですから、休憩時間をずらす等多少の配慮があれば参列できた友人も少なくなかったと思います。お葬式のミサの前、フィリピン人の通訳は、神父様に、「英語ではなく、日本語でミサをするように」と話したとのことですが、英語でミサは行われました。日本語で行えば、家族と親族は日本語が分からないため、なぜこのようなことを言ったのかよく分かりません。ただこの会社の以前の労働争議の問題も関係があるのか、通訳が自分の思うとおりに進められなかったためなのか、私や教会を排除したいためだったのかよく分かりませんが、全てが関係していると考えています。

この会社には40名を超すフィリピン人がいます。これがルソン島中部のイロカノ地方で話されるイロカノ語圏のグループとセブを中心としたビサヤ語圏のグループとに分かれています。通訳はビサヤのグループであるためイロカノのグループを差別しており、ユニオンへの加入も阻止してきました。その解消のため、月一回のミサを開催しても通訳の指示があってビサヤ系は出てこない状態があります。また、今年から江田島で2か所月1回のミサを始めましたが、これに

ついてもビサヤ系のフィリピン人に対して参加しないように指示をしているため、参加していた人が出てこなくなり、一か所は中心となって活動していた家族が退職移動したため参加者が1名となり開催を一時中止とすることになりました。

話は戻りますが、亡くなった方が厚生年金に加入しておれば遺族厚生年金を受ける可能性があります。また健康保険か国民健康保険から埋葬料の給付も受けられるはずですが、手続を会社がしてくれるかどうか不安があるため一度会って様子を聞かなければと考えています。この会社では、幸い全員までとはいかないまでも労働保険や社会保険の加入が進んでいますが、カキ養殖の業界ではこれらは全く無視されているのが現実です。ミサに来る人に国民健康保険に加入しているか否かを聞いても加入していないとの回答が多くあります。当然滞納扱いとなりますし、併せて住民税も滞納していると考えられます。過去に、この問題で差し押さえ通知がきた例もありました。日本語が出来ないため行政から送られてくる書類も会社の人にでも聞いてくれればいいのですが、そうすることもないまま放置されているのが現実です。以前、労働審判の期日の連絡書で同じような経験がありました。たまたま相手方に連絡すると、労働審判を申し出た。その期日が数日先であると聞かされびっくりしたことがありました。また夏場の2～3カ月程度は仕事がないため帰国していますが、これももし雇用保険に加入させてくれていると90日間の失業保険が受給できるため帰国しなくても済むはずですが。

カトリックの信者であれば、教会の所在地をまた連絡すればお葬式も低額か場合によっては無料で行うことも可能です。当然、それ以上にこれからのことについて様々な情報を得ることが出来ます。そうした外国人に向けた情報センターまた対応センターが出来ればいいのですが、フィリピン人は仲良しグループは簡単につくりませんが、それらの連合組織をつくって共同して運営することが苦手のため不可能に近いといえます。日本人より外国人の信者の数の方が多い時代となった今、教会がそうした動きをすべき時になってはいますが、高齢化が進み動脈硬化起こしているのが現実かもしれません。

## お知らせ

### 1. 講演会のお知らせ

- (1)演 題：「2度と江田島事件をおこさない為に」  
～外国人技能実習生の実態について～
- (2)講 師：端野弁護士、武藤福山ユニオンタンポポ委員長、小松特定社労士
- (3)日 時：平成25年12月21日(土) 14時～17時 (開場13時30分)
- (4)主 催：岡山県華僑華人総会
- (5)その他：岡山市人権啓発活動補助事業として開催されます。

### 2. 無料法律相談会のお知らせ

- (1)日 時：平成25年12月22日(日) 13時～17時 (受付16時締切)
- (2)場 所：幟町カトリック教会 多目的ホール 広島市中区幟町4-42  
**教会の駐車場は使用できません**
- (3)相談員：近藤弁護士、森山弁護士、西弁護士、碧山税理士、小松特定社労士
- (4)共 催：法律相談室 響き / フィリピン人労働者を支援する会

### 3. アップダウンテニス大会(車いすプレーヤーと健常者がペアを組みます)

- (1)日 時：平成26年 3月 9日(日) 9時～17時
- (2)場 所：広島広域公園テニスコート 8面使用(内インドア4面)
- (3)参加費：1500円 (4)団体戦で、組合せはこちらで決めさせていただきます
- (5)主 催：広島県車いすテニス協会、テニス・サークルアレオパゴス

## 本の紹介

シナ海域 蜃気楼王国の興亡 講談社 上田 信 著 2,205円

シナ海域と言われてもどの地域を指しているのかピンとこないのではないのでしょうか。ましてやそこに王国が興亡したといわれると雲をつかむような話かもしれません。地図上の範囲を大雑把にいうと、マレーシア、ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国と台湾に囲まれた南シナ海と台湾以北の日本と韓国と中国に囲まれた東シナ海を合わせたものがこの本の舞台のシナ海域となります。やきもの好きにとってこの海域はやきもの流通を通じて結ばれていたことをよく知っています。宋胡録、安南染付、トンボ手茶碗、呉須赤絵、ルソンの壺また中国からまた我が国から陶磁器が東南アジア一帯にまたヨーロッパに運ばれていました。これに寄与したのが東インド会社やここに登場する人物たちでした。交易を円滑に行うためには秩序を維持する装置が必要となります。それが倭寇であったり東インド会社であったりします。それぞれの思いは別としても、この本はそうした一つの秩序づくりを目指した5人の人物を取り上げています。足利義満、鄭和、王直、小西行長そして鄭成功です。王直を除けば教科書で名前を知っている人物です。王直と鄭成功は中国人で五島や平戸に本拠地を置いた倭寇の頭目です。倭寇は明朝の海禁政策により活動拠点を平戸や五島に移していきます。そのため平戸市には王直の銅像や倭寇として活躍した中国人が造った六角井戸も残っていますし、鄭成功は平戸で生まれています。「16世紀なかば、海と陸との力関係は逆転する。海域王国は数百隻からなる船団を有するようになり、陸の干渉を振り払うようになる。歴史的に後期倭寇の頭目とされる王直は、五島と平戸を拠点として徽王と名乗り、一個の政権を打ち立てようとした。ここに蜃気楼王国がようやく、海の霧の中から歴史の中に姿を現す。」と著者は述べています。こうしたシナ海域での貿易秩序を確立を目指した王直は種子島に鉄砲をもたらしました。著者は蜃気楼王国の住人について、「一隻の船に乗り込む人々の顔貌や言葉などが異なっていることは、珍しくない。異民族雑居、これが海域王国の住人の常態であった。現代的な国籍を問うことは意味をなさない。しかし、あえて出身国で区分をするならば、日本人・中国人・朝鮮人・琉球人・ヴェトナム人・マレー人・タイ人・ポルトガル人といったことになる。」と述べています今進行中のTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)であり、多文化共生の実現された世界だったといえます。

### 言葉

初めに<sup>ことば</sup>言<sup>ことば</sup>があった。<sup>ことば</sup>言<sup>ことば</sup>は神と共にあった。<sup>ことば</sup>言<sup>ことば</sup>は神であった。この<sup>ことば</sup>言<sup>ことば</sup>は、初めに神と共にあった。万物は<sup>ことば</sup>言<sup>ことば</sup>によって成った。成ったもので、<sup>ことば</sup>言<sup>ことば</sup>によらずに成ったものは何一つなかった。<sup>ことば</sup>言<sup>ことば</sup>の内に命があった。命は人間を照らす光であった。光は暗闇の中で輝いている。暗闇は光を理解しなかった。

ヨハネ 第1章1節～5節

### 発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所  
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511  
携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail [k.komatsu@do.enjoy.ne.jp](mailto:k.komatsu@do.enjoy.ne.jp) <http://srk2002.com/>

平成25年 12月 1日 発行